

京都市教育委員会教育長訓令甲第6号

教育機関

京都市総合教育センター事務分掌細則の一部を次のように改正する。

平成26年3月31日

京都市教育委員会

教育長 生田義久

第1条中「カリキュラム開発支援センター」の右に「(以下「室等」という。)」を加える。

第2条各号列記以外の部分中「室、課及びカリキュラム開発支援センター」を「室等」に改め、同条指導室の款研修課の項第1号中「内及び課」を削り、同項第9号中「教職員研修」を「教職員の研修」に改め、同項第12号中「その他他課」を「前各号に掲げるもののほか、他の室等」に改め、同条東山泉小中学校開設準備室の項及び学校統合推進室の項を削り、同条に次の1款を加える。

学校統合推進室

計画課

- (1) 小規模校における教育上の諸問題の解決に向けた学校統合についての計画立案に関すること。
- (2) 小規模校における教育上の諸問題の解決に向けた学校統合についての調査研究に関すること。
- (3) 小規模校における教育上の諸問題の解決に向けた学校統合についての連絡調整等に関すること。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)